

役員報酬等に関する定款補則

(目的)

第 1 条 この定款補則は、社団法人日本医療社会事業協会定款第 16 条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関する基本事項を定める。

(報酬)

第 2 条 常勤の役員に関する報酬は、本会の財産及び収支の状況並びに一般的給与水準を考慮し、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(費用弁償)

第 3 条 役員の会務に要する費用は実費弁償とし、その基準は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 4 条 この規程の変更は、総会の議決を必要とする。

附 則

1 . この規程は、2001年 5月25日制定し、同日から施行する。